

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特別急行列車有明号の運転区間変更等に伴う改正）

| 現行 | 改正 |
|---|--|
| <p data-bbox="591 331 667 363">(前略)</p> <p data-bbox="165 419 439 451">(団体旅客運送の申込)</p> <p data-bbox="147 461 1106 663">第 45 条 第 43 条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。</p> <p data-bbox="591 676 667 708">(中略)</p> <p data-bbox="152 719 770 751">3 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。</p> | <p data-bbox="1570 331 1646 363">(前略)</p> <p data-bbox="1151 419 1424 451">(団体旅客運送の申込)</p> <p data-bbox="1133 461 2092 663">第 45 条 第 43 条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。</p> <p data-bbox="1570 676 1646 708">(中略)</p> <p data-bbox="1140 719 1758 751">3 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。</p> |

| 現行 | 改正 |
|---|---|
| <p data-bbox="230 204 542 233">第7節 急行券の発売</p> <p data-bbox="165 245 353 274">(急行券の発売)</p> <p data-bbox="147 288 1104 363">第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p data-bbox="589 376 667 405">(中略)</p> <p data-bbox="152 419 1104 576">9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p data-bbox="181 590 1104 665">(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。</p> <p data-bbox="181 679 1104 754">(2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。</p> <p data-bbox="181 769 1104 844">(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車<u>有明号及び</u>かもめ号。</p> <p data-bbox="181 890 1104 965"><u>(4)</u> 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。</p> <p data-bbox="589 1023 667 1051">(中略)</p> <p data-bbox="165 1109 658 1137">(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p data-bbox="147 1152 1104 1308">第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号の表<u>イ、ロ、ハ及びニ</u>の各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対する前2条に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。</p> <p data-bbox="589 1366 667 1394">(中略)</p> | <p data-bbox="1211 204 1523 233">第7節 急行券の発売</p> <p data-bbox="1151 245 1339 274">(急行券の発売)</p> <p data-bbox="1133 288 2089 363">第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p data-bbox="1570 376 1648 405">(中略)</p> <p data-bbox="1137 419 2089 576">9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p data-bbox="1167 590 2089 665">(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。</p> <p data-bbox="1167 679 2089 754">(2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。</p> <p data-bbox="1167 769 2089 844">(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かもめ号。</p> <p data-bbox="1167 858 2089 887"><u>(4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。</u></p> <p data-bbox="1167 901 2089 976"><u>(5)</u> 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。</p> <p data-bbox="1570 1023 1648 1051">(中略)</p> <p data-bbox="1151 1109 1644 1137">(乗継座席指定券に対する座席指定料金)</p> <p data-bbox="1133 1152 2089 1308">第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号の表<u>イ及びロ</u>の各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対する前2条に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。</p> <p data-bbox="1570 1366 1648 1394">(中略)</p> |

| 現行 | | 改正 | |
|---|------------|---|--|
| (以下略) | | (以下略) | |
| 別表第1号(第3条) 地方交通線の線名及び区間 地方交通線の線名及び区間 | | 別表第1号(第3条) 地方交通線の線名及び区間 地方交通線の線名及び区間 | |
| | 線名 | 区間 | |
| あ | 吾妻線 | 渋川 ・ 大前 | |
| | 赤穂線 | 相生 ・ 東岡山 | |
| | 左沢線 | 北山形 ・ 左沢 | |
| (中略) | | | |
| さ | 境線 | 米子 ・ 境港 | |
| | 桜井線 | 奈良 ・ 高田 | |
| | 札沼線 | 桑園 ・ 新十津川 | |
| | 参宮線 | 多気 ・ 鳥羽 | |
| | <u>三江線</u> | <u>三次</u> ・ <u>江津</u> | |
| (中略) | | | |
| わ | 和歌山線 | 王寺 ・ 和歌山 | |

附則
この通達は、平成30年3月17日乗車となるものから施行する。ただし、第139条の4に係る改正は平成28年3月26日乗車となるものから適用し、別表第1号(第3条)に係る改正は平成30年4月1日乗車となるものから施行する。